

別添

講習事業・防災教育事業における
新型コロナウイルス感染症の
感染対策ガイドライン

日本赤十字社 救護・福祉部

令和4年 11 月 1 日

はじめに

日本赤十字社は、「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、1926年（大正15年）の衛生講習会の開催以来、全国各地で人のいのちを救う方法や健康で安全に暮らすための知識と技術を伝える講習事業や防災教育事業を行っています。

昨今の新型コロナウイルス感染症の流行下においても、当該事業が滞りなく円滑に行えるよう、「講習及び防災セミナーの実施環境、内容、対象機関の要件見直し」など、さまざまな感染対策を講じた結果、皆様のご協力もあって、講習や防災教育事業を起因としたクラスターは、ほぼ発生いたしませんでした。

今後も皆様に「一般普及講習」や「防災教育事業」を安心してご受講いただけるよう、今般、「講習事業・防災教育事業における新型コロナウイルス感染症の感染対策ガイドライン」を策定いたしました。

なお、受講者の皆様におかれましては、健康チェック表・同意書（以下「健康チェック表」という。）のご提出やソーシャルディスタンスの確保などで、ご協力ならびにご不便等をおかけすることが多々あると思いますが、ご了承の程、何卒よろしくお願いいたします。

1. 本ガイドラインの適用対象について

本ガイドラインは、一般市民の皆様が参加する全ての講習種別（一般普及講習、指導員養成講習等）及び防災教育事業を適用対象といたします。

2. 実施可否の判断について

講習事業・防災教育事業（以下「講習・防災セミナー」という。）の実施可否においては、都道府県等の自治体からの新型コロナウイルス感染症（以下「同感染症」という。）にかかる要請等に基づき、集合形式による感染リスクを総合的に勘案して、各都道府県支部において個別に判断いたします。

なお、「講習・防災セミナー」開催中に同感染症の陽性者が判明した場合の継続可否についても、下記5の（2）のイのとおり、各都道府県支部において個別に判断いたします。

3. 感染管理について

(1) 感染管理の重要性

同感染症は、ウイルスの特性上、感染リスクをゼロにすることはできませんが、適切な感染管理を行うことにより感染リスクを大幅に減らすことができます。

(2) 感染管理の5つの柱について

同感染症の感染対策は、感染源対策と感染経路対策が重要であり、以下の●5つをその柱といたします。

[感染源対策]

- 指導員・指導者を含む講習・防災セミナー担当スタッフ（以下「スタッフ」という。）の健康管理（健康チェック表による健康管理）
- 受講者の健康管理（事前連絡及び同意事項と健康チェック表による健康管理）

[感染経路対策]

●接触感染対策

- 石鹸と流水による手洗い、アルコール消毒液(濃度 70%～95%のエタノール)による手指消毒
- 机・椅子・資器材等の高頻度接触物の消毒

●飛沫感染対策

- ソーシャルディスタンスの確保（密集対策：実技などのやむを得ない場合を除き、原則2m、最低1m）
- 受講者、スタッフのマスク着用（密接対策、不織布マスク推奨）
- 食事の時は黙食を心がける

●エアロゾル対策

- 適切な換気（密閉対策）
- 大声、歓声等のエアロゾルが発生しやすい行動は控え、必要に応じてマイクを使用し、使用の都度、清拭消毒する。

(3) チェックリスト等の管理について

指導員・指導者が記入する「講習・防災セミナー実施チェックリスト」、受講者及びスタッフが記入する「健康チェック表」については、記録として年度単位で1年間保存します。チェックリスト等を保存することにより、同感染症の陽性者（以下「陽性者」という。）が発生した場合には、保健所と情報共有がスムーズとなり、迅速かつ適切な対応が可能となります。

4. 基本的な感染予防対策について

基本的な感染予防対策は、以下のとおりです。

項目	基本的な感染予防対策
スタッフの感染予防と体調管理	・スタッフは、出勤前に検温と体調チェックを行い、発熱または体調不良の場合は、本社または支部の基準に則り、出勤せず自宅待機とする。 ・スタッフは、講習または防災セミナー開始前に「健康チェック表」を記入する。
受講者の感染予防と体調管理	・受講者は、講習または防災セミナー開始前に「健康チェック表」を記入いただく。 ・以下に該当する場合は、受講できません。 ➢「健康チェック表」で、現在、発熱や体調不良等がみられる。 ➢現在、陽性者の濃厚接触者またはその疑いがある。 ➢過去 10 日間において、同感染症の陽性が判明した。 ※上記以外で過去 10 日間に体調不良があった場合には、スタッフがヒアリングのうえ、参加可否を判断させていただきます。
手指消毒	・受講者及びスタッフには、石けんと流水またはアルコール溶液(濃度 70%～95%のエタノール)による手指消毒を励行する。 ・スタッフは、特に多くの人々が接触する箇所や、複数の人が共有するモノに触れた後は、必ず手指消毒を行う。 ・スタッフは、受講者等が必要に応じて手洗いや手指消毒ができるよう、会場入口、会場内に手洗いや手指消毒設備を設置する。
使用資機材等の消毒	・受講者及びスタッフが頻繁に手を触れる箇所は、定期的に消毒剤を使って清拭消毒する。 ・環境の消毒・清掃に関して、最低でも講習や防災セミナー開催時は 1 日 1 回を原則とする。 ・受講者及びスタッフが共用する備品は、使い捨て備品への変更を検討する。 ・共用備品を継続的に使用する場合は、使用の都度、消毒剤により清拭消毒する。 ・環境や備品の清拭消毒には、アルコール消毒液か塩素系漂白剤を薄めたものを使用する。
換気	・屋内では、換気機能付きの空調機の利用や窓・ドアを開けることにより、常時またはこまめな換気(1 時間に 2 回以上、かつ、1 回に 5 分間以上)が行われるようにする。

	・窓を開けて換気する場合 居室の温度・湿度は、「冬は温度 17 度以上・湿度 40%以上、夏は温度 28 度以下・湿度 70%以下」（推奨環境）を維持できる 2 方向の窓をできるだけ開けて連続的に空気を通すこと。1 方向しか窓がない場合はドアを開けるか、天井や壁の高い位置にある窓を追加して開ける。 ・窓を開けると推奨環境が維持できない場合は、加湿器または除湿器を活用し、換気調整がうまくいかない場合には、必要に応じて空気清浄機や扇風機（開口部方向へ向け、室内の空気の外部への排出を促進）を活用する。
ソーシャル ディスタン スの確保	・実技やグループワークなど、やむを得ない場合を除き、人との間隔を原則 2m（最低 1m）確保する。
接触実技や グループワ ークの周知	・受講者には、予め「接触を伴う実技を受講者同士でペアとなっ て行う場合」や「受講者同士でのグループワーク」がある旨、及び メンバーは固定とする旨を事前に周知する。
マスク着用	・受講者及びスタッフは、水中の活動などマスクの着用が危険ま たは不適切な場合を除き、常時マスクを着用する。できれば品質 の確かな不織布マスクを使用する。 ・布マスクの場合、1 日毎に消毒して使用する（使い捨ての場合 は 1 日毎に交換する。） ・受講者及びスタッフともに大声を出さず、必要に応じてマイク を使用し、使用の都度、清拭消毒する。
感染対策の 遵守状況の 確認	・指導員・指導者は、講習または防災セミナーの開始前・開始後に 「講習・防災セミナー実施チェックリスト」を記入し、感染対策 の遵守状況を確認する。
その他	・受講者及びスタッフには厚生労働省の新型コロナウイルス接触 確認アプリ(COCOA) 及び地域通知サービス等の利用を促す。 ・上記の感染防止策は業務で使用する車両内でも講じる。

5. 陽性者発生時等の対処について

(1) 講習・防災セミナー開催期間中に感染を疑う症状の参加者が発生した場合

ア.参加者（受講者・スタッフ等）で、発熱、咳など同感染症が疑われる症状が出た場合には、医療機関への受診を促すとともに、その後の経過報告を依頼の上、直ちに帰宅させます。

(2) 講習・防災セミナー開催期間中に同感染症の陽性者が発生した場合

ア.参加者から同感染症の陽性判明の連絡を受けた場合には、支部担当責任者は、陽性者に対し、受講中止の旨を伝えます。

イ.次に支部担当責任者は、必要に応じて最寄りの保健所等に報告するとともに支部の報告ルートに基づき、事務局長等に状況を報告し、できるだけ速やかに当該講習またはセミナーの継続可否を判断します。

ウ.支部担当者は、保健所等の指示に従いながら「濃厚接触者（注）」に該当する参加者に対して速やかに連絡し、感染者発生的事实を伝えるとともに、現在の体調を確認します。

エ.その後、支部担当者は、「陽性者」「濃厚接触者」のその後の体調を適宜把握します。

オ.新たな「陽性者」が発生した場合には、支部担当者は新たな陽性者の「濃厚接触者」と思われる参加者に対しても、速やかに連絡の上、現在の体調を確認するとともに、その後の体調も適宜把握するようにします。

注. 濃厚接触者の定義について（接触時間はいずれも 15 分以上）

- ・マスク無しで、陽性者と接触を伴う実技でペアを組んだ受講者
- ・マスク無しで、グループワークで陽性者と同じグループの受講者
- ・マスク無しで、陽性者に対する実技指導で、ソーシャルディスタンス（1m）よりも至近で指導した指導員またはスタッフ

(3) 講習・防災セミナー終了後に同感染症の陽性者が発生した場合

ア.終了後 1 週間以内に、参加者から同感染症の陽性連絡を受けた場合は、支部担当責任者は必要に応じて保健所等に報告します。

イ.その後、支部担当者は、上記 5（2）ウ～オと同様の対応を行います。

6. その他

- (1) 各都道府県支部における独自の感染対策追加について
各都道府県支部において、各地域の感染状況等を勘案した独自の感染対策（本ガイドラインに記載なし）を追加し、講習または防災セミナーを開催する場合があります。
- (2) ガイドラインの更新について
本ガイドラインは、同感染症の流行を踏まえ、感染対策の基本事項をまとめたものですが、今後の同感染症に関する新たな知見や感染の拡大状況などによって、更新する場合があります。

おわりに

日本赤十字社が実施する各種講習へご参加される皆様におかれましては、しばらくの間ご不便をおかけすることとなりますが、安心かつ安全な講習実施に向け、お一人おひとりが本ガイドラインを遵守されますよう、ご理解ならびにご協力の程、何卒宜しくお願い致します。

令和4年（2022年）11月1日制定